

国民健康保険からのお知らせ  
所得申告のお願い

国民健康保険税の所得割額や高額療養費の1カ月あたりの自己負担限度額の区分の判定などは、前年の1月から12月までの1年間の所得をもとに決められます。

所得の申告をされないと、国民健康保険税が割高に算定されることや、高額療養費の自己負担限度額が上位所得者と判定されることがあります。

国民健康保険に加入されている方で、収入が無かった、少なかったなどの理由で申告をされていない方は、必ず所得申告をしてください。

なお、公的年金収入や給与収入があった方は申告の必要はありません。

問合せ 保険年金課国民健康保険G  
内線 2125~2129



ご存知ですか？福祉医療費助成制度

問合せ 保険年金課医療・年金G 内線 2121・2122

福祉医療費助成制度は、下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になる制度です。

この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当される方は、早めに手続きをしてください。

福祉医療の助成内容 (生活保護法など公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は対象になりません)

区分	対象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの
	受給資格	所得等制限		
子ども医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児から小学校3年生(9歳に達する年度末)まで</li> <li>・入院のみ中学校卒業(15歳に達する年度末)まで(償還払※1)</li> </ul>	無	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑、健康保険証</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校4年生から18歳に達する年度末まで(上記の場合を除く)</li> </ul>	有 市民税所得割額5万円以下		<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑、健康保険証</li> <li>・市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2)</li> </ul>
障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級から3級、4級の腎臓機能障害または4級から6級の進行性筋萎縮症の方</li> <li>・療育手帳(A・B判定)の方</li> <li>・自閉症状群と診断された方</li> </ul>	無	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑、健康保険証</li> <li>・身体障害者手帳または療育手帳</li> <li>・自閉症状群については医師の診断書</li> </ul>
母子・父子家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳に達する年度末までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父</li> <li>・上記の母、父が扶養する18歳以下の児童</li> <li>・父母のいない18歳以下の児童</li> </ul>	有 児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑、健康保険証</li> <li>・母子・父子家庭を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証書等)</li> <li>・市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2)</li> </ul>

区分	対 象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの
	受 給 資 格	所得等制限		
精神障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方</li> <li>自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方</li> </ul>	無	医療保険の自己負担額 指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑、健康保険証</li> <li>精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し</li> </ul>
後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方</li> <li>障がい者および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方</li> <li>戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者</li> <li>精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方</li> <li>市民税非課税世帯に属するねたきりの方および重度、中度の認知症状態にある方</li> <li>自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方(償還払※1)</li> </ul>	一部有 ・母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 ・ねたきりおよび認知症状態の方は市民税が非課税の世帯	医療保険の自己負担額 ただし、自立支援医療認定による該当者は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑、健康保険証</li> <li>障がい者の方は障がい者医療と同様</li> <li>母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様</li> <li>精神障がい者の方は精神障がい者医療と同様</li> <li>ねたきりおよび認知症状態の方は介護保険被保険者証、ねたきり・認知症状態のわかるもの(医師からの診断書等)、市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2)</li> </ul>

※1 償還払・・・一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日市への請求により医療費の支給を受ける方法

※2 市町村民税課税証明書が必要な方

- ・平成29年7月までに申請する方で、平成28年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ・平成29年8月以降に申請する方で、平成29年1月2日以降に他市町村から転入された方

### 小児慢性特定疾病児童等の医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を交付されている児童を対象に、医療機関で支払った医療費自己負担額を、市への申請により助成します。

対 象	助成内容	支給申請の手続きに必要なもの
「小児慢性特定疾病医療費医療受給者証」を交付された18歳未満の児童(20歳到達まで認められる場合あり)(償還払※1)	医療保険の自己負担額(小児慢性特定疾病に係る自己負担のほか、それ以外の医療費全般に係る自己負担額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑、健康保険証</li> <li>小児慢性特定疾病医療費医療受給者証</li> <li>領収証</li> <li>振込先口座番号のわかるもの</li> </ul>

### 未熟児養育医療給付制度

出生時体重2,000g以下等の未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた医療費を市が負担する制度です。津島市に住所を有する乳児で、次に掲げる(1)または(2)の症状を有し、乳児が入院中に申請をする必要があります。

(1) 出生時体重	2,000g以下	助成内容
(2) 次に掲げる症状を示すもの	①一般状態 運動不安・けいれん、運動異常	指定病院での入院加療の医療費のうち保険診療分の自己負担額と食事療養費
	②体温 摂氏34度以下	
	③呼吸器、循環器系 強度のチアノーゼが持続、チアノーゼを繰り返す 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 呼吸数が毎分30以下、出血傾向が強い	申請の手続きに必要なもの
	④消化器系 生後24時間以上排便がない 生後48時間以上嘔吐が持続 血性吐物・血性便がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見書(指定病院で取得)</li> <li>保険証</li> <li>印鑑</li> </ul> ※入院中の申請が必要になります
	⑤黄疸 生後数時間以内に現れるか異常に強い黄疸がある	

# 税務課からのお知らせ

内線22001～22004

## 市・県民税の納税通知書の発送日

平成29年度市民税・県民税の納税通知書の発送日は6月12日となります。

※会社等から支払われる給与から天引きで納める方の場合は、5月12日に会社等の給与担当者あてに「税額通知書」を発送しました。

問合せ 税務課市民税G

内線22001～22004

## 市・県民税の減免を受ける方は、納付前に手続きを

次の減免理由に該当する方は、納付前に申請手続きをしてください(申請期日を過ぎた場合や、既に納付した税額については減免できません)。

### 対象

① 6月30日現在において平成29年の所得が平成28年の所得に比べ2分の1以下に減少する方で、平成28年の所得が200万円以下の方

② 生活保護を受給されている方

③ 6カ月以上長期療養を要する方で、平成28年の所得が130万円以下の方

④ 1月2日以後に死亡した方のうち、平成28年の所得が200万円以下の方

⑤ 雇用保険法の基本手当の受給資格がある方で、扶養する親族などがあり、平成28年の所得が200万円以下の方

⑥ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方

⑦ 障がい者、未成年者、寡婦、被爆者などで、平成28年の所得が、135万円以下の方

⑧ 障がい者などで市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻のうち、平成28年の所得が135万円以下の方

⑨ 勤労学生で、所得割を課されない方

申請期日

① に該当する方：7月31日(月)

② ～⑥ に該当する方：減免理由の発生日から30日を経過した日、または最初に到来する納期限のいずれか遅い日

⑦ ～⑨ に該当する方：6月30日(金)

申請場所 税務課市民税G(市役所2階)

該当項目により、必要な添付書類や減免額が異なりますので、詳しくはご相談ください。

問合せ 税務課市民税G

内線22001～22004

## 平成29年度市・県民税の主な変更点

### ◆給与所得控除の見直し

平成26年度税制改正により、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

給与所得控除上限額の変更			
区分	現行(平成26年度～平成28年度課税分)	平成29年度課税分	平成30年度以後の課税分
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

### ◆日本国外に居住する親族に係る扶養控除等書類の添付等の義務化

平成27年度税制改正により、平成28年1月1日以後に支払われる給与等に係る確定申告や市・県民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、「親族関係書類」および「送金関係書類」の添付または提示が必要となります。

は提示が必要となります。  
※親族・送金関係書類が外国語で作成されている場合は翻訳文を添付する必要があります。

### 親族関係書類

次の①または②のいずれかの書類で、国外居住親族が納税者の親族であることを証するもの。

① 戸籍の附票の写し、その他、国・地方公共団体が発行した書類および当該国外居住親族の旅券の写し。

② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日および住所(居所)の記載があるもの)。

### 送金関係書類

次の①または②のいずれかの書類で、納税者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを必要の都度行ったことを明らかにするもの。

① 金融機関の書類またはその写しで、金融機関が行う為替取引により、納税者からその国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類(送金依頼書など)。

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類または写しで、クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと、およびその購入代金に相当する額を納税者から受領したことを明らかにする書類(クレジットカード利用明細書など)。



## 児童手当の現況届

現在、手当を受けている方は、前年の所得状況や児童の養育状況等を確認するため、現況届の提出が必要となります。次のとおり手続きをしてください。

- ※所得が一定額以上の場合、手当額が変更になることがあります。
- ※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当を受けられない場合があります。

### 児童手当 出張受付会場一覧表

受付会場	日 程	受付時間
市役所2階 会議室	6月1日(木)～30日(金) ※土・日曜日を除く	午前9時～ 午後5時
神守支所	6月8日(木)・13日(火)	午前10時～午後4時
中央公民館	6月9日(金)	午後1時～4時
神島田公民館	6月14日(水)	午後1時～4時
南文化センター	6月15日(木)	午後1時～4時
児童科学館	6月17日(土)・25日(日)	午前10時～午後4時

日時・場所 右表のとおり

#### 持ち物

- ・受給者あて通知書(現況届)
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・厚生年金等加入の方は受給者の方の健康保険被保険者証の写しまたは、年金加入証明書
- ・振込口座を変更される方は、受給者名義の銀行預金通帳
- ・平成29年1月2日以降に津島市に転入された方は、平成29年度課税証明書(平成29年1月1日に住民票のあった市町村で発行したもの)

問合 子育て支援課子育て支援G 内線2223・2224



6月10日(土)から、図書館で使われなくなった本のリサイクルをしますので、ご利用ください。なくなり次第終了します。1人5点まで。

場所・問合 市立図書館  
☎25-2145

### リサイクルのお知らせ

## 行政 & 暮らしの情報



### 読書感想文の課題図書

小学生から高校生までを対象にした、読書感想文の課題図書がそろいました。

貸出期間 6月1日(木)～9月3日(日)

貸出日数 7月1日(土)～8月31日(木)は1週間以内。その他は2週間以内。

※生涯学習センター分室・神島田分室に課題図書は置いていないため、予約をして取り寄せてください。

問合 市立図書館 ☎25-2145

### 男女共同参画週間

6月23日(金)～29日(木)

《男で〇、女で〇、共同作業で◎。》

津島市では、一人ひとりが個性と能力を発揮していきいきと暮らせるまちを目指しています。この機会にぜひ、男女共同参画について考える時間を作ってみませんか？

#### パネル展示

日時 6月22日(木)～29日(木)

午前6時30分～午後8時(営業時間)  
※ただし、初日は午前10時から、最終日は午後3時まで

場所 ロイヤルホームセンター津島店(柳原町3丁目)

問合 人権推進課人権同和・男女参画G 内線2271

